川崎市立宮前平中学校 校 長 伊藤 敏明

暴風警報発令時及び大規模地震にともなう対応について(お知らせ)

日頃より本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、深く感謝いたして おります。

さて、台風などの接近にともなう暴風警報や地震予知情報が発令されたり、大規模地震が発生したりした際の生徒の安全確保について、川崎市教育委員会より対応の基本が示されています。これを受けまして本校では次の通り対応いたしますので、ご確認をくださいますようお願い申し上げます。

《暴風警報の発令に際して》 暴風雪警報も同様に取り扱います。

- 1. 午前6時の時点で、神奈川県の全域、または県内の一部地域に「暴風警報」が発令されている場合は、生徒の安全確保のため当日一日を臨時休業(休校)とします。
- 2. 暴風警報以外の警報が発令され、安全上の配慮から保護者の判断で自宅待機させる場合は学校までお知らせください(その場合は欠席扱いにはなりません)。
- 3. 生徒の登校後に「暴風警報」が発令された場合については、情報収集に努めながら安全な状況下で生徒を下校させるようにいたします。ただし、下校する時間帯が台風の襲来と重なる恐れのある時などは、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。
- 4. 臨時休業 (休校) と決定した場合、途中で天候が回復しても登校となることはありません。

なお、休業等の措置をとった場合には、メール配信システムによりお知らせします。

《大規模地震の予知情報発令や発生に際して》

近年、関東地方での大規模地震が想定され、対応の準備が進められています。生徒が学校生活をしている場合、学校では川崎市教育委員会の防災マニュアル指針に基づいて次のような対応をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいります。

く生徒在校時に地震予知情報や大規模地震があった場合の対応>

- 1. 直ちに校内放送を通じ教職員に伝達し、校内防災体制を整える。
- 2. 教職員が速やかに生徒を掌握し、安全の確保に努める。
- 3. 安全確保のうえ、各地区担当職員が生徒を引率し帰宅させることを原則とする。ただし、各ご自宅で安全が確保できないと判断される場合は、学校でお預かりする。
- 4. 登下校中の場合は生徒の判断に委ねることとなりますが、原則として学校へ避難するよう指導する。
- ※ 上記以外に、個別の対応が必要な場合には、あらかじめ学級担任にお申し出ください。

<地震がおさまってもその被害が大きい場合の対応>

- 1. 生徒の状況に応じた緊急対応をおこなう。 (ケガの処置等)
- 2. 生徒の安全確認と安全確保に努める。 (保護者との情報連携を含む。)
- 3. 行政(区役所・教育委員会等)と連携しながら、避難場所としての学校の避難住民受け入れ体制を整備する。
- ※ 川崎市内のいずれかの地域(宮前区とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生 した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にい たします。

もし発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にします(登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりすることを原則といたします)。 また、発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振り替え休日など)は、生徒の学校での活動をすべて中止いたします。

なお、学校施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。